川崎市川崎区選挙管理委員会告示第23号

令和7年10月26日執行の川崎市長選挙における期日前投票所を設ける場所を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第39条の規定により、次のとおり指定しました。

令和7年10月12日

川崎市川崎区選挙管理委員会 委員長 倉 形 政 宏

施設の名称	所 在 地	設置期間
川崎市川崎区役所 12階会議室	川崎市川崎区東田町8番地	
川崎市川崎区役所 大師支所仮庁舎 2階会議室	川崎市川崎区台町26番7号	10月13日から 10月25日まで
川崎市川崎区役所 田島支所仮庁舎 2階会議室	川崎市川崎区田島町20番23号	